

監査結果公表第28-3号

包括外部監査結果に基づく措置の通知の公表について

次のとおり包括外部監査の結果に基づく措置の通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成28年9月1日

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	小湊雅子
同	大野義信
同	露原行隆

記

1 措置の通知

平成19年度から27年度までの各年度包括外部監査結果に基づく措置の通知  
平成28年8月30日付け 政行第66号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号  
八尾市監査事務局  
電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧  
できます。

八尾市監査委員 田 中 清 様  
八尾市監査委員 八 百 康 子 様  
八尾市監査委員 小 湊 雅 子 様  
八尾市監査委員 大 野 義 信 様  
八尾市監査委員 露 原 行 隆 様

八尾市長 田中 誠太

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について（通知）

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年 7 月 20 日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成 19 年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

○平成 22 年度包括外部監査について

歳入の執行事務について

○平成 23 年度包括外部監査について

教育行政における取組み等について

○平成 24 年度包括外部監査について

水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について

○平成 25 年度包括外部監査について

公共資産（インフラ資産）の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

○平成 26 年度包括外部監査について

生活保護事業に関する事務の執行について

○平成 27 年度包括外部監査について

市単費事業に関する事務の執行について

※なお、平成 14 年度包括外部監査「出資法人（4 法人）の財務事務及び八尾市の 4 出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について」、平成 15 年度包括外部監査「補助金の財務事務の執行について」、平成 16 年度包括外部監査「八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について」、平成 17 年度包括外部監査「「公の施設」の管理運営について」、平成 18 年度包括外部監査「八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」、平成 20 年度包括外部監査「国民健康保険事業及び介護保険事業について」及び平成 21 年度包括外部監査「委託契約及び工事請負契約の事務の執行について」は、全ての結果・意見に対して対応済みとなっております。

包括外部監査における改善措置等の状況(平成28年7月20日現在)								【参考】
年度	監査の内容	結果意見の件数		平成28年1月20日 までの 取り組み済み件数	今回取り組み済みとなった項目			次回以降要対応件数
					取り組み済み件数	うち「措置済み」件数	うち「市の判断により対応」 件数	
14	出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について	結果	22	22	—	—	—	0
		意見	53	53	—	—	—	0
15	補助金の財務事務の執行について	結果	9	9	—	—	—	0
		意見	246	246	—	—	—	0
16	八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について	結果	0	—	—	—	—	0
		意見	30	30	—	—	—	0
17	「公の施設」の管理運営について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	50	50	—	—	—	0
18	八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	結果	10	10	—	—	—	0
		意見	62	62	—	—	—	0
19	人件費にかかる財務事務について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	33	27	1	1	0	5
20	国民健康保険事業及び介護保険事業について	結果	3	3	—	—	—	0
		意見	19	19	—	—	—	0
21	委託契約及び工事請負契約の事務の執行について	結果	10	10	—	—	—	0
		意見	44	44	—	—	—	0
22	歳入の執行事務について	結果	5	5	—	—	—	0
		意見	25	23	1	0	1	1
23	教育行政における取組み等について	結果	2	2	—	—	—	0
		意見	18	16	0	0	0	2
24	水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について	結果	2	2	—	—	—	0
		意見	8	6	1	1	0	1
25	公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について	結果	1	1	—	—	—	0
		意見	9	7	0	0	0	2
26	生活保護事業に関する事務の執行について	結果	7	7	—	—	—	0
		意見	22	18	3	2	1	1
27	市単費事業に関する事務の執行について	結果	4	0	4	4	0	0
		意見	67	0	20	17	3	47
合 計		結果	83	79	4	4	0	0
		意見	686	601	26	21	5	59

※網掛け分は、結果・意見への措置等が完了したもの

## 1. 平成28年7月20日現在で改善措置等を講じた事項

### 【平成19年度】人件費にかかる財務事務について

#### (意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

#### 4. 勤務の状況

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課	(2) 勤怠管理	<p>①カードによる時間管理</p> <p>本庁においては磁気カードによる出退勤管理をおこなっているが、超過勤務を行わなかった場合には、退館時には磁気カードを通さないルールになっている。しかし、超過勤務手当の対象でない管理職の勤務状況を把握し、超過勤務を行っていないとする日についても勤務実態についての貴重なデータを把握するためにも、退館時も常に磁気カードを通して退館時間の把握を行うべきである。</p>	<p>管理職の時間外退庁時の管理については、平成21年度より本庁舎以外の出先機関についても、磁気カードによる出退勤管理を導入し、勤務状況の把握に努めておりますが、定時退庁時の出退勤管理に関する取扱については、今後も継続検討してまいります。</p>	<p>平成28年7月4日からの時差出勤制度の全庁的試行開始に伴い、全職員について退庁時に磁気カードを通すこととし、このことにより、定時退庁時も含めた退庁時間の把握を可能といたしました。</p> <p>(措置済み)</p>

### 【平成22年度】歳入の執行事務について

#### (意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

#### 7. 市営住宅使用料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	住宅管理課	借上げ住宅の留意点について	<p>市では現在借上の公営住宅はない。ただし既存の公営住宅のうち老朽化が進み、現在公営住宅を建替えるか、あるいは民間が新設した住宅を全室借り上げるなどを検討していかねばならない。</p> <p>公営住宅を設置している地区は、近隣に民間事業者の賃貸物件がある場合が少なく、既存の賃貸物件の個室ごとの借上げは現実には困難であるため、一棟全体の借上げが必要になることが予想される。この場合、民間の建設コスト回収将来の入居率の低下に関わらず、市が実質全室賃料の入居保証し将来の負担を残すことのないように留意する必要がある。</p> <p>バブル経済で地価高騰した頃、中堅所得者層に対し地価高騰の影響が賃料に転嫁されることがないよう安定して住宅を提供し、また農地の有効活用する観点から国の施策として全国の住宅供給公社において借上賃貸住宅制度が推進された。生産緑地法に基づく農地の有効活用農家の土地オーナーに対し、賃貸用建物をオーナー借金により建設させ、公社から受ける借上期間の賃料保証(入居者100%を前提)を原資に建設資金を弁済し利益を得るといったプランを提供した。</p>	<p>平成27年度中の見直しを進めております住宅マスタープランにおいて、市営住宅による住宅供給だけでなく、厳しい財政状況や今後の人口動向を踏まえた民間賃貸住宅の有効活用といった新たな住宅確保要配慮者に対する支援を検討しております。</p>	<p>平成27年度の住宅マスタープランの見直しにおいて、住宅確保要配慮者に対する支援について、厳しい財政状況が続く中、指摘のあった民間賃貸住宅の借上げも含め、市が直接的に住宅を建設する以外の手法による住宅供給について検討したところ、今後は同プランに基づき、民間賃貸住宅の空き家を活用する手法等による中長期的な支援方策も検討することといたしました。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>

		<p>ところが、①制度自体地価が高騰しつづけると仮定し、毎年入居者負担額が一定増加する設計であったが、賃貸住宅の建設が完了したころにはすでにバブルがはじけ、地価は下落基調にあったため、逡増家賃が近隣相場に比して、高くなるころには入居者が減少していった。②公社は、入居者の支払う逡増家賃と公社が負担する毎年低減する所得補てん補助金の合計(家賃保証)をオーナーに支払うことで採算のとれるプランであったが、上記の理由で入居者が減少したため、その損失部分を公社が抱える結果となった。</p> <p>公営住宅の入居率は低下していくことが当然予測されるため、借上住宅の契約締結にはこの点を十分に念頭に置く必要がある。</p>		
--	--	--	--	--

**【平成24年度】水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について  
(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について**

1. 中長期的に持続可能な水道事業の経営に向けて

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	経営総務課 施設整備課	水道局全体としての経営計画の策定について	<p>管路耐震化計画及びダウンサイジングの検討を含めた配水施設の更新を有機的に結合した中長期的な経営計画が策定されていない。</p> <p>管路耐震化・配水施設の更新等を含めた総合的な中長期的経営計画の策定が必要である。</p>	<p>現在、国が主導しているアセットマネジメントの手法を使用し、管路耐震化・配水施設の更新等を含めた中長期計画となる経営計画を策定中です。</p> <p>なお、中期経営計画の策定にあたり、平成27年12月に八尾市水道事業経営審議会を設置し、方向性や留意すべき項目等について外部委員の意見を求めています。</p>	<p>中期経営計画の方向性や留意すべき事項等についての八尾市水道事業経営審議会の答申を踏まえ、管路耐震化・配水施設の更新等を含めた八尾市水道事業中期経営計画を平成28年3月に策定いたしました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p>

**【平成26年度】生活保護事業に関する事務の執行について**

**(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について**

3. 支給手続

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生活福祉課	現金管理の徹底について	<p>未渡しの現金の封筒について確認したところ、テープで封がなされていた。現金の入った封筒については、糊付け及び封印をし、より徹底した管理を行うべきである。また、封印した封筒を開封する場合は、その担当者を記録する等、管理を徹底すべきである。</p> <p>また、封筒に貼付する名前ラベルについては、生活保護システムから出力されたものを使用すべきであり、金額が変更になった際についてもラベルを生活</p>	<p>現金での窓口支給に際し、現金の入った封筒を糊付け及び封印するよう運用を変更いたしました。</p> <p>また、封印した封筒を開封する場合は、新たに作成した管理表に該当受給者名、担当者、金額、処理内容等を入力することとし、紛失等の防止に向け、管理の徹底を図りました。</p>	<p>現金での窓口支給に際し、現金の入った封筒を糊付け及び封印するよう運用を変更いたしました。</p> <p>また、封印した封筒を開封する場合は、新たに作成した管理表に該当受給者名、担当者、金額、処理内容等を入力することとし、紛失等の防止に向け、管理の徹底を図りました。</p>

			<p>保護システムから出力できるように生活保護システムでの対応を検討すべきである。</p> <p>さらに、現金管理リスクを軽減するため、現金の封詰めから現金の保管までの一連の現金管理について、銀行等に委託することも検討すべきである。</p>	<p><b>(措置済み)</b></p> <p>現金管理のリスクを軽減するための委託業務導入につきましては、大阪府下の状況や費用について検証・検討を行った結果、費用面を勘案し、チェックに係る職員数を増員するなど、実施体制を強化することにより、現金管理のリスクの軽減を図ることとしました。</p> <p><b>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</b></p> <p>封筒に貼付する名前ラベルについては、生活保護システムの更新において、システムから出力できる機能の導入について検討いたしました。今回の更新時の導入については見送り、費用対効果の点から、他の手法も含めた検討を行っております。</p>	<p><b>(措置済み)</b></p> <p>現金管理のリスクを軽減するための委託業務導入につきましては、大阪府下の状況や費用について検証・検討を行った結果、費用面を勘案し、チェックに係る職員数を増員するなど、実施体制を強化することにより、現金管理のリスクの軽減を図ることとしました。</p> <p><b>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</b></p> <p>封筒に貼付する名前ラベルについては、生活保護システムの更新において、システムから出力できる機能の導入について検討いたしました。今回の更新時の導入については見送り、他の手法の検討を行った結果、「現金窓口封筒開封等出入金管理表」を新たに作成し、金額が変更となった対象者を一見して確認できるようにいたしました。</p> <p><b>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</b></p>
--	--	--	--	---	---

### 5. 被保護者に対する訪問調査

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	生活福祉課	より適切な訪問管理の実施について	<p>ケースワーカーへの訪問調査の指導結果の顛末について、管理職や査察指導員による確認が実施されていなかった。訪問調査について、査察指導員や管理職による顛末確認を実施すべきである。</p> <p>また、現在の生活保護システムでは、訪問計画と実績の一覧形式での対比ができず、顛末確認に多くの時間を要するため、システム機能の充実も検討されたい。</p>	<p>H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>査察指導員は、ケースワーカーに対する訪問指導の結果確認について、ケース記録を再度閲覧しなくても、顛末確認を一見して把握できるよう、新たに作成した「訪問進行管理表」により行うことといたしました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p> <p>現在、生活保護システムの更新に向けた作業を行っておりますが、その中で、訪問調査の状況一覧がシステムから抽出できるような訪問管理機能の導入に向けた準備を進めております。</p>	<p>H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>査察指導員は、ケースワーカーに対する訪問指導の結果確認について、ケース記録を再度閲覧しなくても、顛末確認を一見して把握できるよう、新たに作成した「訪問進行管理表」により行うことといたしました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p> <p>また、生活保護システムの更新作業を行い、その中で、訪問調査の状況一覧がシステムから抽出できるような訪問管理機能を導入しました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p>

### 8. 生活保護費の返還と徴収及びその債権管理

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	生活福祉課	収納率の目標値設定等、早期の債権回収について	<p>市は、国庫負担金の精算時に、未調定の債権を考慮する必要がないため、分割調定を認めている債権で調定が未了であるものについては残高把握をしていないが、発生主義に基づいて債権管理を行うべきであり、今後はこのような債権についても金額を把握し、推移分析を行うことが必要である。</p> <p>一方で現在分割調定を認めている債権は収納率が悪化しており、調定した債権を現年内に回収することが重要となる。</p> <p>収納率の向上を図るため、債権管理チームを編成</p>	<p>H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>分割調定を行っている債権について、今後、年度末において、債権総額の推移状況を把握する予定です。</p> <p>また、収納率の向上を図る取り組みとして、債権管理を担当するグループが中心となり、滞納案件及び滞納状況を交渉経過から精査して、まず交渉可能な案件を抽出するようにしました。また、これに基づき、8月から訪問等による個別交渉を進めております。</p>	<p>H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>分割調定を行っている債権について、平成 27 年度末において、債権総額の推移状況を把握し、今後も引き続き、年度末に把握する運用といたしました。</p> <p>また、収納率の向上を図る取り組みとして、債権管理を担当するグループが中心となり、滞納案件及び滞納状況を交渉経過から精査して、まず交渉可能な案件を抽出するようにしました。また、これに基づき、平成 27 年8月から訪問等に</p>

			し、目標収納率を設定し、その向上を促進する取り組みを行う等の方法を検討することが求められる。		よる個別交渉を進めております。 (措置済み)
--	--	--	--	--	---------------------------

【平成27年度】市単費事業に関する事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

2. 市単費事業

(8) 身体障がい者スポーツ大会事業

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	実績報告書の入手遅延	当該事業に係る助成金交付要綱第8条によると、「交付を受けたものは、業務完了後 30 日以内に実績報告書を提出しなければならない」、となっているが、平成 26 年度については、業務完了後 30 日を超えて実績報告書を受領している。今後は要綱どおり 30 日以内に提出させるようにする、あるいは、要綱の期限を見直す必要がある。		実績報告書について、業務完了後 30 日以内に提出するよう「助成金交付決定通知書」の様式に明記し、助成金交付団体に対して報告書の期限内の提出を徹底するよう指導いたしました。 (措置済み)

(11) 「ものづくりのまち・八尾」ブランド化推進事業

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	産業政策課	随意契約での相見積書の入手漏れ	当該事業のうち、随意契約となっている八尾市企業データベース化事業委託について、相見積書が入手できておらず、「契約担当者は、随意契約を行おうとするときは、予定価格を定め、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定された八尾市財務規則第 116 条第2項に準拠した処理ができていない。		平成 28 年度の八尾市企業データベース化事業委託契約においては、予定価格を定め、複数の者から見積書を徴した上、サービス内容、信頼性等の総合的な見地から契約者の決定を行い、今後も八尾市財務規則第 116 条第2項に基づいた処理を行ってまいります。 (措置済み)

(12) 路上喫煙対策事業

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	環境保全課	活動指標数値の未記載	活動指標として「八尾市内での歩行喫煙率」、「八尾市内での路上喫煙率」、「路上喫煙禁止区域での路上喫煙率」を採用しているが、これらの平成 26 年度実績についてはすべて未記載となっており、指標として意味をなしていない状況にある。 原因は歩行喫煙率等の指標数値は、大阪府の緊急雇用創出基金事業補助金を財源とする委託調査業務の結果に基づく数値であり、補助金打ち切りにより調査委託ができなくなったためである。 この状況は当初より容易に推測できた事象であったことから、平成 27 年度の事務事業評価において比較すべき前年度の活動指標とするためにも、平成 26 年度時点で委託調査業務に依拠せずに算出する新たな指標を追加設定すべきであった。		八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例施行以降、路上喫煙啓発指導員2名により市内主要駅周辺及び路上喫煙禁止区域内において、条例違反者(歩きながらや単車等によりながら喫煙する者及び路上喫煙禁止区域内で路上喫煙する者)に対し啓発・指導を行っておりますが、平成 27 年度以降の活動指標については、路上喫煙啓発指導員が現認した条例違反者数を啓発・指導業務に従事した総時間数で除して得た人数(1時間当たりの条例違反者現認数)を活動指標として採用いたしました。 (措置済み)

(26) 学校図書館活用推進事業

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	指導課	活動指標の実績値の誤り	<p>学校図書館活用推進事業では、活動指標の一つを「市内全小・中学校図書館の貸出冊数の合計」と設定しているが、平成 26 年度の実績は 409,073 冊であるのにも関わらず、事後評価報告書の数値は 425,000 冊となっていた。</p> <p>活動指標は評価の基礎となる数値であり、市民にもインターネット等で公開する数値であるため、担当所属内部でクロスチェックを実施し、誤りを防ぐべきである。</p>		<p>「市内全小・中学校図書館の貸出冊数の合計」に限らず、市民に数値等を公開する際には、所属内部でクロスチェックを行う体制を構築いたしました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p>

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 事務事業の評価の仕組み

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	政策推進課	施策と事務事業の関連性について	<p>施策を実現する手段である事務事業は、取り組み項目毎に施策に関連付けられている。しかし実際のところ、例えば「環境衛生防疫業務(蚊等の水路に発生する衛生害虫の発生を抑えるための薬剤散布事業)」は「資源循環への取り組み」施策の構成事務事業と位置付けられているが、事業内容は蚊、ハエ等衛生害虫の防除薬剤の散布及び防除薬剤の地域等への配布等であり施策内容と整合していないと考えられる。また、「学校園安全対策推進事業」が施策「教育機会の均等」の構成事務事業と位置付けられている。この施策の「めざす暮らしの姿」は、安全で充実した学校生活を過ごすこと、及び等しく学ぶ環境が整っていることであるため、「教育機会の均等」という施策名とは直接関係性があるとは捉えられにくいと考えられる。</p> <p>今後の総合計画策定時には施策と事務事業の関連性について十分に検討し、適切な施策名称の設定となるよう留意すべきである。</p>		<p>施策と事務事業の関係においては、すべての事務事業に関連する施策に位置づけているものであり、また、その位置づけにあたっては、施策を担当する組織と事業を担当する組織の整合を図ることで、より効果的に評価ができるよう、総合的に判断を行っており、現時点では妥当であると考えております。</p> <p>例示されている「環境衛生防疫業務(蚊等の水路に発生する衛生害虫の発生を抑えるための薬剤散布事業)」や、「学校園安全対策推進事業」についてもこの考え方に該当するものと判断しております。</p> <p>今後の総合計画策定時において、より適切な施策名称の設定に努め、施策と事務事業の関係性について、十分留意してまいります。</p> <p><b>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</b></p>

2. 市単費事業

(1) 女性相談事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	人権政策課	活動指標に係る実現可能性のある計画数値について	<p>活動指標として「面接による相談実施回数」を設定しており、平成 27 年度において年間相談可能枠の 100%である 264 件を計画数値としているが、実際には当日キャンセル等もあるため全ての枠を埋めることは事実上不可能である。適切な事務事業の評価を実施するため、過去の実績等を勘案して、実現可能性のある計画数値を設定すべきである。</p>		<p>適切な事務事業の評価を実施するため、第 6 期実施計画より、過去 5 年の相談実績等を勘案して、実現可能性のある計画数値に変更いたしました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p>



3	人権政策課	事務事業要約票(事後評価)における評価結果の根拠の記載について	事務事業要約票(事後評価)の効率性の評価において、「適切な手法等により、効果的な事業実施を行うことができた。」と記載されているにも関わらず、効率性評価が「B」とされている。これは電話相談が年2回(計4日間)しか実施できていないためとのことであるが、事後評価の妥当性を客観的に確認できるものとするため、事務事業要約票(事後評価)における評価結果の根拠については具体的に記載するべきである。		事務事業要約票(事後評価)における評価結果の根拠については具体的に記載するべきであるとの意見を踏まえ、平成27年度事後評価については、適切に対応いたしました。 今後も、事後評価の妥当性を客観的に確認できるよう、取り組んでまいります。 <b>(措置済み)</b>
---	-------	---------------------------------	---	--	--

(2) 平和意識の啓発事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	文化国際課	アンケート調査の実施及び活用について	<p>市は「平和のつどい」として戦争体験者等による講演会や映画の上映会、「被爆体験講話」として市内小学生、中学生を対象とした講話、「戦争遺跡めぐり」として八尾市内の戦争遺跡の案内を実施している。「平和のつどい」については、イベント実施後に参加者へのアンケート調査を実施しているが、「被爆体験講話」、「戦争遺跡めぐり」については実施していない。参加者の要望や意見を把握し事業の改善に活用するため、「被爆体験講話」、「戦争遺跡めぐり」についても、例えばイベントの感想や今後希望するイベントの内容や実施時期等についてアンケートを実施するべきである。</p> <p>また、アンケート調査の結果を活用し、参加者の年齢層に応じた参加したいと思うイベント等についてのニーズを把握・分析することで、若者のイベントへの参加を促進し、平和意識の高揚の実現を図るべきである。</p>		<p>平成28年度の「被爆体験講話」において、実施校の担当教員へアンケートを実施いたしました。</p> <p>また、「平和のつどい」や「戦争遺跡めぐり」においても参加者へアンケートの実施を予定しております。</p> <p>今後は、これまで参加の少なかった世代の参加を促進し、幅広い世代の平和意識の高揚の実現を図るため、アンケート調査結果等の活用を進めてまいります。 <b>(措置済み)</b></p>
5	文化国際課	外部委託の促進について	<p>当該事務事業においては市職員によるイベントの企画、調整等の実施に約0.55人が従事しており、直接事業費1,583千円に対して4,085千円と多額の直接人件費が発生している。効率的な事務事業の実現を図るため、イベントの企画、調整等も含めた事業の外部委託の促進によるコスト削減について検討するべきである。</p>		<p>当該事務事業のイベントの1つである「被爆体験講話」について、委託での実施ができないか講師の派遣団体と調整を行いました。委託による実施はできませんでした。しかしながら、諸費用の支払について一部をまとめることで、効率的に事務事業を実施いたしました。今後も、人件費も含め、効率的な事業の実施に取り組んでまいります。 <b>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</b></p>
6	文化国際課	事務事業の評価指標の設定について	<p>活動指標として「非核・平和啓発事業の参加者数」の累積値が利用されているが、年度毎の事務事業の実施状況を適切に評価するためには、単年度の「非核・平和啓発事業の参加者数」を活動指標として、事業の評価を実施するべきである。</p> <p>また活動指標として「八尾市が行っている非核・平和啓発事業を知っている市民の割合」も設定している</p>		<p>これまで、活動指標として、「非核・平和啓発事業の参加者数」の累積値を利用していましたが、第5次総合計画後期基本計画(H28~H32)において、単年度の「非核・平和啓発事業の参加者数」を指標として設定いたしました。</p> <p>また、成果指標(アウトカム指標)については、</p>

			<p>が、実施事業の存在は認識していても「八尾市が行っている非核・平和啓発事業」と認識されていない市民が多いと思われるとのことであり、この指標をもって当該事業の有効性を評価するのは困難である。一方で、成果指標(アウトカム指標)は現在設定されていないため、市民意識調査や実施事業参加者へのアンケート等で事業に関連して平和の大切さについて考えることのできた者の割合等を調査し、成果指標(アウトカム指標)として活用することを検討するべきである。</p>		<p>市民意識調査に「平和な社会の大切さ」に関する設問を設け、後期基本計画において、「平和な社会が大切だと感じている市民の割合」を指標として設定いたしました。 <b>(措置済み)</b></p>
--	--	--	---	--	---

(3) 小学校区集会所整備事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
7	市民ふれあい課	地域のニーズに係るヒアリング結果の文書化について	<p>市は集会所設置に対する地域のニーズについて、地区毎のまちづくり協議会や地域の役員とのヒアリングにより把握しているとのことである。しかしながら、ヒアリング結果について、上席者に対し、口頭による報告にとどまり、文書による報告は行っていない。まちづくり協議会、地域の役員とのヒアリング結果を所属内で適時・適切に共有しその責任を明確化するとともに、第三者への説明を可能とするため、ヒアリング結果を文書化した上で、報告するべきである。</p>		<p>集会所設置に対する地域ニーズを把握するために実施している、地区毎のまちづくり協議会や、地域の役員とのヒアリングの結果については、文書にまとめ、口頭説明とあわせて上席者に報告する運用といたしました。 <b>(措置済み)</b></p>

(4) 小学校区集会所管理事務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
8	市民ふれあい課	使用貸借契約書における事業の実施状況の報告義務の設定について	<p>集会所施設は公的財産であるが地域の管理運営委員会に使用貸借(無償)され、その管理、運営も当該管理運営委員会が行っている。しかしながら、現状として当該管理運営委員会からの事業の実施状況の報告は契約書上で求められていない。市は、管理上、使用貸借された集会所施設の利用状況を把握する必要があるとともに、利用者数・件数等を成果指標(アウトカム指標)として利用するためにも、収支報告書、事業報告の提出等事業の実施状況の報告を契約書において求めるべきである。なお、報告を容易にするためには、所定の様式を準備して、記載は簡略化する等の工夫が必要である。</p>		<p>市と各小学校区集会所管理運営委員会が締結する使用貸借契約書において、事業の実施状況等を把握するために、収支報告書、事業報告書の提出を明記し、再契約を交わしました。 また、収支報告書、事業報告書については、所定の様式(ひな型)を作成し、交付いたしました。 <b>(措置済み)</b></p>
9	市民ふれあい課	補助金交付要綱の見直しについて	<p>光熱水費の基本料金を支払っている集会所管理運営委員会には、八尾市小学校区集会所光熱水費補助金交付要綱に基づき補助金が交付されている。 しかしながら、要綱では交付対象団体として光熱水費を支払っていない集会所も含む全ての集会所が記載されている。補助金の交付対象団体を明確化するため、要綱において補助対象とならない集会所については交付対象団体から記載を削除することを検討するべきである。</p>		<p>平成28年4月1日付けで、光熱水費の基本料金相当分を支払っていない集会所管理運営委員会について、八尾市小学校区集会所光熱水費補助金交付要綱第2条に掲げる補助対象団体から削除する要綱改正を行いました。 <b>(措置済み)</b></p>

(6) 高齢者ふれあい入浴事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
10	高齢介護課	助成金の縮小について(ふれあい入浴事業)	現在、ふれあい入浴事業については、基本料として、固定的な助成金が各浴場に30,000円ずつ支給されている。市によれば、これは趣向を凝らしたかわり湯を実施するための費用とのことである。一方で、ふれあい入浴事業助成金交付要綱第3条には、「助成金額は、毎年度の予算で定める額の範囲内での実績払いとする」旨の記載があるにもかかわらず、当該30,000円に対する実績を示す報告書について、市は入手していない。実績についてヒアリングベースで確認しているとのことであるが、今後、実績を示す報告書を入手できないのであれば、助成金のうち、当該部分については廃止を検討すべきである。		ふれあい入浴事業助成金交付要綱について、平成28年4月1日付けで改正し、第6条において、事業完了時に実績報告書を提出するよう明記し、その実績に応じて助成金を交付する運用といたしました。 <b>(措置済み)</b>
11	高齢介護課	ふれあい入浴事業助成金交付要綱への助成金計算方法の明記について	現在、1回当たりの助成金は入浴料から利用者負担の100円を引いた金額の50%として計算され支給されているが、ふれあい入浴事業助成金交付要綱には、助成金の計算方法は明記されていない。助成金の計算を客観的に明確化するため、今後、助成金の計算方法について明文化すべきである。		ふれあい入浴事業助成金交付要綱について、平成28年4月1日付けで改正し、第3条に助成金の額の計算方法を明記いたしました。 <b>(措置済み)</b>

(8) 身体障がい者スポーツ大会事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
12	障害福祉課	事務事業の評価方法について	身体障がい者スポーツ大会は、八尾市、東大阪市、松原市、柏原市の4市で毎年持ち回り、それぞれの市の身体障害者福祉会が開催している。東大阪市が開催市であった平成24年度では障がい者の残存機能訓練の必要性や事業の有効性等を判断し、総合評価をAとしたが、柏原市が開催市であった平成25年度では、直接事業費が発生していないことから、事業評価ができないものと判断し、妥当性評価等の個別評価項目を保留とした結果、総合評価をDとしていた。このような数年に一度開催市としての役割が回ってくるような特殊な事業について、評価の仕組みや考え方を明らかにして、評価すべきである。		今後、他市が開催市であり直接事業費が発生しない年度であっても、八尾市民の参加者数等を把握し、それに基づいて事務事業の評価を行うよう評価方法を統一する運用といたしました。 <b>(措置済み)</b>
13	障害福祉課	他市等との協力による参加者数の把握とその活用について	他市での開催の場合、同大会の総参加者数について市は把握していない。参加者を少しでも増やし、助成の効果を高めるためにも、他市との情報連携や八尾市身体障害者福祉会と協力して、他市開催時においても、総参加者数や八尾市民の参加者数・参加率を把握する等、様々な情報を集めて業務に活かすべきである。		今後、他市での開催時においても、他市や八尾市身体障害者福祉会と連携することで、総参加者数や八尾市民の参加者数・参加率を把握する運用といたしました。 <b>(措置済み)</b>

(10) 親子 de 絵本推進事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
14	こども政策課	活動指標の追加設定について	活動指標には「事業実施回数」が挙げられているが、仮に事業実施回数が計画値を達成する一方、参加者数が減少している場合には、事業が住民ニーズに沿っておらず有効に事業が実施されたとはいえないと思われる。「事業実施回数」だけでなく、よりの確な活動指標の追加により、適切な評価を行うべきである。新たな活動指標としては、例えば、「事業参加者数や参加組数」を追加設定することが考えられる。		平成 28 年度実施計画において、よりの確な活動指標により、適切な評価を行うため、新たな活動指標として「事業参加人数」を設定しました。 今後、参加人数を注視しながらアンケートなどを活用して住民ニーズの把握に努め、事業を進めてまいります。 <b>(措置済み)</b>
15	こども政策課	行政評価での事中評価の活用について	平成 26 年度の各コミュニティセンターにおける参加者数は増加傾向にある一方で、各開催場所によって参加人数に偏りがある。参加者数が少ない地域の原因分析やそれに基づいた対応が必要であり、適時な住民ニーズの把握や参加状況の分析等による事中評価を行うべきである。住民ニーズの把握についてはアンケートの利用が考えられる。「平成 26 年度八尾市における地域少子化対策強化事業実施計画一覧表(平成 27 年度実施)」においても、事業の効果(アウトカム指標)に親子 de 絵本推進事業参加者アンケート結果を挙げ、効果測定することとしており、当該アンケート内容を事中評価にも活用することが考えられる。		より良い事業の実施に向けた取り組みとして、住民ニーズの把握を行うため、平成 27 年度に利用者アンケートを実施し、参加者の皆様から満足度や意見等について回答いただきました。いただいた意見の中で、出産や栄養面についての要望があったことから、今年度は助産師や栄養士による相談事業を充実させる等、アンケート結果を事業内容へ反映いたしました。 今後も定期的にアンケートを実施しながら住民ニーズの把握及び参加状況の分析に努め、各開催場所においては単独の事業実施とならないよう、開催日程を調整しながら、他の事業やイベントなどとの同日開催する等、より参加しやすい環境づくりに努めてまいります。 <b>(措置済み)</b>

(11) 「ものづくりのまち・八尾」ブランド化推進事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
16	産業政策課	活動指標の計画値の見直しについて	活動指標としている「八尾ものづくりネット年間アクセス数」については、平成 26 年度計画 285,000 件に対して平成 26 年度実績 448,186 件となっている。これは平成 21 年度の実績値を基にして平成 22 年度～平成 26 年度の 5 年度について通増的に計画されたものであるが、第 5 次総合計画中の 5 年間は固定としていたため、実績と乖離が広がったものである。 第 5 次総合計画中であっても明らかに乖離が出てきたものについては、年度毎の評価の有効性に資するため適時に見直しすべきである。		平成 27 年度以降の目標については、事業の効果的な実施の観点から、実績値に即した数値に見直しを実施し、今後も適時見直しを行ってまいります。 <b>【修正後の目標数値】</b> 平成 27 年度: 288,000 件⇒500,000 件 平成 28 年度: 291,000 件⇒510,000 件 平成 29 年度: 設定なし⇒520,000 件 <b>(措置済み)</b>

(14) 環境衛生防疫業務

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
17	環境事業課	施策との関連付けについて	当該事務事業は施策「資源循環への取り組み」の施策構成事務事業として位置付けられているが、事業内容は蚊、ハエ等衛生害虫の防除薬剤の散布及び防除薬剤の地域等への配布等であり施策内容と		当該事務事業については、「資源循環への取り組み」施策における公衆衛生の維持向上の観点での取り組みと位置づけております。さらに、本市では、施策を担当する組織と事業を担当する

			<p>整合していないと考えられる。                  事務事業は施策を実現するための手段であるため、「取り組み項目」を通じて、内容的に関係のある施策に位置付けるべきである。</p>		<p>組織の整合を図ることで、より効果的に評価を行うこととしており、当該事業についても資源循環の取り組みを所管する当課において実施することで、機能的な行政評価を行っております。これらを総合的に勘案し、現状が妥当であると判断しております。  <b>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</b></p>
--	--	--	--	--	--

(17) 交通安全施設等設置事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
18	土木管理事務所	工事業者の選定理由の文書化について	<p>個々の工事については、工事指示書において所属長の決裁のうえ工事業者を決定しているが、個別工事の実施業者の選定理由については記載されていない。業者の選定については、緊急対応が重視されるため工事対象箇所と当該即時対応が可能な業者を調整し決定しているとのことであるが、工事業者選定の公平性について第三者への説明を可能とするため、工事指示書等に基づく意思決定の際に、選定理由の記載を行う等の検討をされたい。</p>		<p>工事指示書については、当該工事業者選定の公平性について第三者への説明を可能とするため、業者選定理由の記載欄を設定し、工事指示書等に基づく意思決定の際、工事発注業者、工事内容とともに選定理由の記載を行うように改めました。  <b>(措置済み)</b></p>

(19) 水洗化促進事業【一般会計分】

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
19	下水道管理課	事務事業要約票(事前評価)における事務事業の改善点や課題に対する対応方針の記載について	<p>事務事業要約票(事前評価)において、前年度の事務事業要約票(事後評価)にて認識された事務事業の改善点や課題に対する対応方針が記載されていないため、これらの認識された改善点や課題に対して適切な対応がなされないおそれがある。事務事業の改善をすすめ、事業の有効性を高めるため、事後評価にて記載された改善点や課題に対する対応方針を事務事業要約票(事前評価)に記載すべきである。</p>		<p>前年度の事務事業要約票(事後評価)にて認識された事務事業の改善点や課題に対する対応方針を、平成 27 年度より、事務事業要約票(事前評価)に記載いたしました。  <b>(措置済み)</b></p>

(26) 学校図書館活用推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
20	指導課	業務実態に合致した評価指標の設定について	<p>学校図書館活用推進事業では、「学校図書館図書標準に対する図書の充足率」を活動指標としており、当該標準に対する図書の充足率が高いことは蔵書数が多いことを意味し、蔵書数が多いほど学校図書館の利便性が高まると考えられるが、図書購入は別事業で行われているため、評価指標が当該事業の実施努力を反映しない状況となっている。                  平成 26 年度においては、計画値を達成している状態ではあるが、これは学校園運営管理事業の実施努力で達成された数値であり、「学校図書館図書標準に対する図書の充足率」は当該事業の評価指標とはならない。</p>		<p>平成 27 年度より、評価指標の1つとして「児童生徒 1 人当たりの貸出数」を設定し、平成 28 年度からは、代表指標として設定いたしました。  <b>(措置済み)</b></p>

			<p>評価指標としては、この他に「市内全小・中学校学校図書館の貸出冊数の合計」等があるが、貸出冊数の合計では少子化社会の進展により、事業努力に関わらず減少してしまうことが想定されるため、追加の評価指標として、児童生徒 1 人当たりの貸出数等を設定することも検討すべきである。</p>		
--	--	--	---	--	--

## 2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

### 【平成19年度】人件費にかかる財務事務について

#### (意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

##### 1. 職員数

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課 行政改革課	(1)定数管理	<p>定員数は減少している一方、条例上の職員定数は2,587人に対し定員外職員(762名)を含めると、3,184人となる。</p> <p>定数外職員は、再任用短時間勤務職員、嘱託員、非常勤嘱託職員、臨時的任用職員と、臨機に対応することができる雇用形態となっている。また、正規の職員に比べ給与水準は低く、人件費を抑えるメリットがある。</p> <p>しかし、定数外職員を雇用することにより職員数が増加すれば、人件費総額は増加し、条例上で定数を定めている趣旨を損ないかねない。</p> <p>定員適正化計画では、定数内職員数の数値目標しか設定されていないが、定数外も含めた職員数管理目標を定めるとともに、定数内及び定数外職員全体の人件費総額の目標を定め、進捗管理を行うよう改めるべきである。</p>	<p>H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>定数外職員を任用する理由として、一時的な業務繁忙、育児休業や病気休職等による職員代替という不確定要素が多いものが多く、定数外職員も含めた職員数の数値目標を定めることが難しい状況ではありますが、現在、「八尾市行財政改革指針」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、定数外職員を含めたトータルコストを意識しながら、人件費総額抑制についての取り組みの検討を進めております。</p>	<p>H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>定数外職員を任用する理由として、一時的な業務繁忙、育児休業や病気休職等による職員代替という不確定要素が多いものが多く、定数外職員も含めた職員数の数値目標を定めることが難しい状況ではありますが、「八尾市行財政改革指針」及び現在策定を進めている「八尾市行財政改革行動計画」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、定数外職員を含めたトータルコストを意識しながら、人件費総額抑制についての取り組みの検討を進めております。</p>
2	人事課 行政改革課	(2)職員配置	<p>(市長部局)</p> <p>現在、国の方針として4.6%以上の純減目標が掲げられており、八尾市もそれにならって職員配置を行っている。</p> <p>過去における職員配置の方法は、新規事業のために人員増の必要があった場合、それ以外の部に対する一律人員減で対応し人員を増やさない調整が行われている。また、一時的な業務量の増加についてはアルバイトの採用、給与計算等の定型業務はアウトソーシングするなど、条例で定められた定数を超えないように対応している。</p> <p>しかし、本来は現状の人員を前提に職員配置するのではなく、各部局における業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討すべきである。一方で、各部局一律人員削減という手法ではなく、国の方針を踏まえつつ、業務内容や業務量等に応じた適切な人員配置を行なう必要がある。</p> <p>また、それを可能とするための取り組みの一環として、八尾市で行うべき業務を八尾市の正職員が直接行うことが相応しい業務とそれ以外の業務に大別し、後者については業務内容によってアルバイトの雇用や業者へ外部委託する等の方法の一層の促進などを検討</p>	<p>平成27年度についても適切な人員配置を行うために、引き続き所属ヒアリング等を通じて、各部局の業務繁忙の理由や状況を熟考し、定数外職員の任用、任期付職員の採用、アウトソーシング等について検討してまいります。</p> <p>また、「八尾市行財政改革指針」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、人件費を含めたフルコストの視点から事務事業の再点検やサービス実施手法等の見直しを行い、その中で、業務量の適正化や多様な人材の活用、外部委託を進めるべき業務における提案型公共サービス実施制度の活用等を検討し、適切な職員配置のあり方を検証してまいります。</p>	<p>平成28年度についても適切な人員配置を行うために、引き続き所属ヒアリング等を通じて、各部局の業務繁忙の理由や状況を熟考し、定数外職員の任用、任期付職員の採用、アウトソーシング等について検討してまいります。</p> <p>また、「八尾市行財政改革指針」及び現在策定を進めている「八尾市行財政改革行動計画」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、事業の実施主体と手法の見直しや、組織の適正管理にかかる取り組みを進める中で、業務量の適正化や多様な人材の活用、公民協働の推進等を検討し、適切な職員配置のあり方を検討してまいります。</p>

		<p>すべきである。</p> <p>事務効率化の観点から「担当制」を導入しているが、現状、大半の課において担当制が導入されていることから、各所属長はメリットが活かされるよう、リーダーシップの発揮が望まれる。</p> <p>さらに、各課長(所属長)には部単位あるいは課単位における事業進捗と正職員及びアルバイトのそれぞれにかかる人件費や委託料等、事業実施のための人件費と代替コストのトータル管理が必要である。</p> <p>一方、制度改革が頻繁に行なわれる部署においては業務量の増加が見込まれるため人員の増加をせざるを得ないが、業務内容によっては費用対効果の観点から当初から職員増で対応するのではなく、臨時職員や外部業者への委託等の検討を行なうことは職員配置を適切にするために必要と考える。</p>	
--	--	--	--

2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	職員課	(1)給料	<p>③技能労務職給料表</p> <p>八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体において、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給料表を作成しており、八尾市においても同様である。</p> <p>八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準について、検討する必要がある。</p>	<p>H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き上げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止することといたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府下各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>	<p>H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き上げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府下各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>



3. 手当

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	人事課	(1) 期末手当・勤勉手当	ア) 勤勉手当の支給額の算定方法 勤勉手当は、勤務成績に応じて支給するが、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とし、勤勉手当基礎額に72.5/100を乗じて得た額の総額を超えてはならないとされている(再任用職員については別途規定)。実際は、懲戒処分等の処分がされない限り、上限額まで一律に支給がなされ、勤務成績に応じて支給するという勤勉手当の趣旨を反映したものはなっていない。人事評価制度を管理職から順次導入しているが、給料、勤勉手当への反映はさせていない。評価結果を勤勉手当の支給率に連動させ、職員のモチベーションの向上に努めるべきである。	人事評価については、平成21年度から、管理職だけでなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職には、実績評価を加え、職員の人材育成を目的に、継続試行実施しています。勤勉手当への反映については、平成26年5月の地方公務員法改正に基づき、同法が施行される平成28年4月からの運用開始に向け、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点からも検討を進めております。	人事評価については、平成21年度から管理職だけでなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職に実績評価を加え、平成28年度からこれまで対象外であった部長級にも拡大し、職員の人材育成を目的に継続実施しています。勤勉手当への反映については、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点からも引き続き検討を進めております。
5	人事課 行政改革課	(4) 超過勤務手当	(市長部局等) 平成18年度の所属別超過勤務時間(年間平均)が多い所属について、各所属内で超過勤務時間にばらつきが生じている理由及び特定の職員の超過勤務時間が他の職員と比較して著しく多い理由等を聴取した。 その結果、前者については所属内における担当業務の内容により超過勤務に差が生じていること、後者については部総務担当としての業務にも従事している等、部内の間接部門としての役割も担っていることが判明した。 また、超過勤務時間の多い職員の上位30名をリストアップし、それらを所属別に集計し、平均超過勤務時間を算定した結果は以下のとおりであり、所属ごとに算出した一人当たり超過勤務時間と上位者のそれを比較すると大きく乖離しており、特定の職員に超過勤務の傾向があると考えられる。 「担当制」を導入して所属内の業務の効率化を図っているが、各所属の業務の性質上、特定の職員に業務が偏ってしまうことはやむを得ないと考える。しかし、それを理由に特定の職員に超過勤務時間が多いことを正当化すべきではない。業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討することとあわせて、超過勤務となる原因を分析し、その際、定型的な業務を整理し、マニュアル化するなど、定型的な業務の効率化が図れるよう検討すべきである。 また、部内の総務担当を兼務している職員については、総務担当としての業務内容の現状分析を行い、各部の共通する業務については一元化できる余地がない	平成28年度の組織機構改革において、第5次総合計画後期基本計画期間において計画内容を着実に推進するとともに効率性の向上を図ること等を基本とし、係体制の見直し等を行いました。業務内容や業務量等を精査した上で、必要な職員配置については、技術的に困難ではありますが、現在、国においても検討中であり、今後その動向を注視しながら、対応してまいります。 なお、超過勤務の削減に向け、業務の効率化を進めるにあたり、定型的な業務や課内業務の質・量の平準化・効率化を図るため、業務改善運動を行う中でマニュアル化の取り組みの奨励、各部署に配属し、部局の裁量で各所属に配置するインセンティブアルバイト・インセンティブ人材派遣職員の配置、各所属の業務状況により自由に月8回設定するフレックスノー残業デーやロー残業マンス(19時退庁月間)の実施及び翌朝始業前超勤の推奨などの取り組みを進めてきたところですが、現在、「八尾市行財政改革指針」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、人件費総額抑制の観点から、超過勤務時間の上限設定など、より効果性の高い取り組みについて検討しております。	平成28年度の組織機構改革において、第5次総合計画後期基本計画期間において計画内容を着実に推進するとともに効率性の向上を図ること等を基本とし、係体制の見直し等を行いました。業務内容や業務量等を精査した上で、必要な職員配置については、技術的に困難ではありますが、現在、国においても検討中であり、今後その動向を注視しながら、対応してまいります。 なお、超過勤務の削減に向け、業務の効率化を進めるにあたり、平成28年度においては部局ごとに平成26年度比20%削減を目標とし、部局内の各所属単位で「超過勤務縮減計画」を策定し、全庁的な取り組みを進めているところです。 また、定型的な業務や課内業務の質・量の平準化・効率化を図るため、業務改善運動を行う中でマニュアル化の取り組みの奨励、時差出勤制度の全庁的試行実施、水曜日ノー残業デーの徹底、ロー残業マンス(19時退庁月間)の実施及びゆう活(翌朝始業前超勤の推奨)などの取り組みを進めてきたところであり、現在策定を進めている「八尾市行財政改革行動計画」における各所属の具体的な取り組みの検討においても、内部事務の効率化等、更なる検討を進めているところです。

		かどうかを検討するなど、可能な限り業務が重複しないよう工夫すべきである。	
--	--	--------------------------------------	--

【平成22年度】歳入の執行事務について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

7. 市営住宅使用料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	住宅管理課	共益費の算定について	<p>共益費は要綱に基づいて計算しているが、社団法人日本住宅建設産業協会賃貸管理委員会の賃貸住宅における「共益費」のあり方に関する研究報告書には、共益費として考えられる項目が示されている。</p> <p>この共益費と市の共益費を比較した場合、共益費として収受すべきものを収受していないものが多数ある。市営住宅に居住する住民と市営住宅に居住しない住民の公平性を確保するためにも要綱の改正も視野にいれ検討すべきであると考え。</p>	<p>平成 20 年度に、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成 21 年度から現行の共益費を徴収しています。</p> <p>その要綱の中で5年毎に共益費対象額の実績を算定して金額を見直すことにしているため、平成 25 年度に検討を行った結果、金額改定を行わないことといたしました。</p> <p>今後は、次回の見直し時期に向け、市営住宅を取り巻く状況の変化等を勘案しながら、費用項目の見直しの検討を行ってまいります。</p>	<p>平成 20 年度に、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成 21 年度から現行の共益費を徴収しています。</p> <p>その要綱の中で5年毎に共益費対象額の実績を算定して金額を見直すことにしているため、平成 25 年度に検討を行った結果、金額改定を行わないことといたしました。</p> <p>今後は、次回の見直し時期に向け、市営住宅を取り巻く状況の変化等を勘案しながら、費用項目の見直しの検討を行ってまいります。</p>

【平成23年度】教育行政における取り組み等について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 学校規模の適正化について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針									
1	教育政策課	小規模校の適正化について	<p>小規模校が存在する中で、地理的条件等を考慮して監査人が再編可能であると考えられる学校園は次のとおりであり、規模の経済を享受しうる方策として検討すべきである。また、中学校が主体となって地域活動を実施するなどの地域性や、建替よりも建設費用が抑えられるなど効率性の観点から小中一貫校とすることが考えられる。次の2つのモデルでは(Ⅰ地区、Ⅱ地区)、幼稚園及び保育所も再編するモデルを想定している。</p> <table border="1" data-bbox="600 1284 1041 1509"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>学校園名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">Ⅰ地区</td> <td>A 中学校</td> </tr> <tr> <td>B 小学校</td> </tr> <tr> <td>C 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立幼稚園</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ地区</td> <td>D 中学校</td> </tr> </tbody> </table>	地区	学校園名	Ⅰ地区	A 中学校	B 小学校	C 小学校	近隣の市立幼稚園	Ⅱ地区	D 中学校	<p>高安中学校区における施設一体型小・中学校については、平成 28 年4月の開校に向け、八尾市議会において関連予算について議決いただき、現在、新校校舎棟等の耐震補強工事及び改修工事を行っています。また、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型小・中学校 開校準備会」において、引き続き、具体的な内容について検討を行っています。</p> <p>また、桂中学校区については、平成 26 年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き、検討してまいります。</p> <p>なお、他の中学校区については、平成 22 年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら引き続き検討してまいります。</p>	<p>高安中学校区における施設一体型小・中学校については、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型小・中学校 開校準備会」での検討を受け、新校校舎棟・体育館棟の耐震補強工事及び改修工事等の整備事業を進め、平成 28 年4月に開校いたしました。</p> <p>また、桂中学校区については、平成 26 年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、他の中学校区については、平成 22 年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら引き続き検討してまいります。</p>
地区	学校園名													
Ⅰ地区	A 中学校													
	B 小学校													
	C 小学校													
	近隣の市立幼稚園													
Ⅱ地区	D 中学校													

			<table border="1"> <tr> <td>E 小学校</td> </tr> <tr> <td>F 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立保育所</td> </tr> </table> <p>これら2つのモデルケースにおいては、各学校の地域性などは考慮していないため、これらを考慮した学校規模の適正化計画を策定したうえで、関係者間の合意形成を図っていくことが望まれる。</p> <p>なお、各学校園の建物のうち最も古い建物の建築年度の翌年度から起算して60年後に建て替えることを仮定しているが、建替時期は単に築年数で決まるわけではないことにも留意が必要である。</p> <p>2つのモデルケースについて、小規模校のままそれぞれで運営する場合に発生する施設投資額の合計額は21,519百万円に上る。</p>	E 小学校	F 小学校	近隣の市立保育所	<p>き続き、検討してまいります。</p>	
E 小学校								
F 小学校								
近隣の市立保育所								

## 2. 市立幼稚園の運営について

### (5)医療券(診療報酬請求書)について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
2	学務給食課	医療券使用に係るチェックを実施すべきである	<p>診療報酬の支払については、市に提出された医療券が根拠資料となるが、実際に医療券どおりの診療が行われたかどうかについては何らチェックが実施されておらず、就学援助制度における医療券の比重は高まっているため、適切な管理・監督を実施すべきであると考えます。</p> <p>なお、医療券のチェック方法としては以下のような方策が想定される。なお、これらの方策は専門性が高く、個人情報保護への配慮も必要であり、非常に困難と想定されるため、医療担当部署への実施依頼も検討すべきである。</p> <p>また、すべての医療券や医療機関について、以下のチェックを実施するのではなく、金額的な重要性やリスクを考慮して、サンプルベースで実施することが、費用対効果も勘案した中で現実的な対応と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関別の医療券使用状況の分析</li> <li>・ 健康保険のレセプト等関連する書類との照合</li> <li>・ 医療機関の視察、医療事務従事者に対する質問</li> </ul>	<p>医療機関別の医療券使用状況につき分析を進めたところ、特定の診療科目に利用が多いことが分かりました。一方で近年、就学援助制度における医療費にかかる支出は減少傾向にあり、これらを踏まえ、費用対効果も勘案しながら、効率的な医療券のチェック方法について引き続き検討を進めてまいります。</p>	<p>医療機関別の医療券使用状況の分析結果を踏まえ、関係機関(医療保険者等)への協力依頼を行い、サンプルベースで健康保険のレセプトチェックを行える仕組みについて検討してまいります。</p> <p>また今後、医療券を使用した診療について、適切に行うよう医療機関に一層の周知を行ってまいります。</p>

【平成24年度】水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について  
 (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

5. 経営管理体制の確立について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	お客さまサービス課 工事管理課	滞納債権の発生原因別の管理について	市水道局では、滞納債権を発生原因別に分類できるような管理をしていない。 滞納債権の有効な管理方法である、発生原因別の管理を行うことを検討すべきである。	引き続き、滞納整理の現場においては、個々の事案ごとではあるが、必要に応じて滞納者の生活状況等を聴取するなどして、滞納の発生原因の把握に努めております。 平成29年度から導入する新水道料金システムにおいては、滞納債権を発生原因別に分類できるように現在、システムの仕様について、引き続き検討作業を行っています。	引き続き、滞納整理の現場においては、個々の事案ごとではあるが、必要に応じて滞納者の生活状況等を聴取するなどして、滞納の発生原因の把握に努めております。 平成29年度から導入する新水道料金システムにおいては、滞納債権の発生原因別分類を可能としております。現在、仕様内容を精査し、稼働に向けた作業を行っています。

【平成25年度】公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について  
 (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 道路、橋梁及び水路・河川について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	都市基盤整備課	ダウンサイジングに係る財政効果の試算	市では、都市計画道路について、将来の人口減少や社会情勢に適合するような見直しを、継続的に行っているところであるが、幅員については、見直しの決定にまでは至っていない。例えば「弥刀上ノ島線」の計画幅員は最大 25mと広い状況である。 人口減少が見込まれる現状において、将来の交通量予測が計画時よりも少なくなっている場合には、路線の建設が必要であっても、その幅員を減少させるかどうか(計画変更)の検討は必要である。	現在まで、選定路線の将来交通量の推計や法令に基づき、車線数や幅員構成を検討し、警察署や道路管理者等の関係機関と協議を行っているところです。今後とも幅員縮小等に伴うコスト縮減による財政効果を発現できるよう努めてまいります。	現在まで、選定路線の将来交通量の推計や法令に基づき、車線数や幅員構成を検討し、警察署や道路管理者等の関係機関と協議を行っているところです。今後とも幅員縮小等に伴うコスト縮減による財政効果を発現できるよう努めてまいります。

2. 下水道について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	下水道経営企画課	長期的な経営方針の立案及び中長期的な経営計画の策定について	下水道事業に係る長期的な経営シミュレーションが実施されていない。 長期的な経営方針の立案及び中長期的計画の策定のためにも、10年を超える長期的な経営シミュレーションを実施する必要がある。	平成27年9月に「公共下水道事業経営審議会」を設置し、中長期的な経営戦略の策定について、検討を進めております。	中長期的な経営戦略については、平成28年7月、「公共下水道事業経営審議会」に諮問を行い、策定に向けた取り組みを進めてまいります。

**【平成26年度】生活保護事業に関する事務の執行について**  
**(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について**

1. 生活保護事業の実施体制

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課	より適切な生活保護事業執行のための体制整備について	大阪府の訪問調査基準回数に準拠した訪問を実施できていない等、人員不足が市の生活保護事業の執行にとって制約となっている。 市は、長期的にケースワーカーと査察指導員の増員を、当面は面接指導員やアルバイトの増員等、人員体制の整備を図ることが必要である。	生活福祉課職員を増員してきておりますが、現状では不足している状況です。長期的には採用計画に基づき、適正なケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員やアルバイトの配置を実施し、人員体制の整備を図ってまいります。	生活福祉課職員を増員してきておりますが、現状では不足している状況です。長期的には採用計画に基づき、適正なケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員やアルバイトの配置を実施し、人員体制の整備を図ってまいります。

**【平成27年度】市単費事業に関する事務の執行について**  
**(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について**

1. 事務事業の評価の仕組み

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	政策推進課	事務事業の見直しにおける有効性の観点からの評価の活用について	事務事業評価の「有効性」の観点における評価基準について、監査対象として抽出した市単費事業については、判断指標としてひとつの活動指標のみで評価しているケースが全 31 事業中、13 事業と多く認められた。有効性を判断するためには、事務事業の中での数々の活動毎にこれらの成果を反映する指標をもって総合的に判断する必要がある。 また、市に限られた行政資源を最大限に活用するためには、事業の「選択と集中」、「スクラップ&ビルド」の視点からの事務事業そのものの見直しや効率的・効果的な事業実施手法の見直しが求められる。PDCAサイクルによるマネジメントを強化するためにも代表の活動指標のみでなく、活動の種類毎の活動指標やこれらの成果指標(アウトカム指標)を追加設定し、これらの指標の実績をもって事務事業を評価し、事業の実施を検討することが必要である。		平成 28 年 7 月に実施する「実施計画策定等に関する説明会」の資料であるマニュアルに、事務事業の有効性をより適切に判断するための指標見直しの考え方として、代表の活動指標のみでなく、活動の種類毎の活動指標やこれらの成果指標(アウトカム指標)を追加設定する等の検討を行ったうえで指標設定するよう考え方を示し、可能なものについては、追加・変更を行い、その内容について本課で確認を行うことといたします。
2	政策推進課 行政改革課 財政課	事務事業評価の次年度以降の予算への活用について	事務事業の評価と予算との関連については、事業の実態に合致した活動指標、成果指標(アウトカム指標)で事業を評価して、事務事業を継続するか等の見直しを行い、適時にその結果を次年度以降の予算へ反映すべきである。 事後評価を踏まえた事前評価及び実施計画策定を実施し、それを予算編成における事業の実施手法の確定に繋げていくことで、実効性のある事務事業の見直しとなる。 市の現状をみると、実施計画策定に当たって、各		平成 28 年 7 月に実施する「実施計画策定等に関する説明会」の資料であるマニュアルに、前年度の事後評価内容を踏まえて次年度の事前評価を実施するよう明記することといたします。 また、三者の役割について明確化し、政策推進課と財政課との連携については、政策推進課にて実施する施策担当課長対象のヒアリングを通して施策構成事務事業の優先順位をつけ、財政課と共有し、その後実施する事務事業ヒアリ

			<p>所属に対し重点事業の候補を中心に政策推進課、財政課及び行政改革課による合同ヒアリングを行っているが、重点事業の検討に主眼が置かれ、その他の事業について、事業の効果を検討した上での事務事業そのものの見直しや、歳入との予算バランスを加味した各事業の費用の全体調整が十分になされていないと思われる。</p> <p>合同ヒアリングにおける三者が相互に連携して事業評価の情報を共有し、事務事業の見直しや予算の全体バランス調整を行って、その結果を予算へ反映することを検討されたい。三者の役割や実施事項を明確にし、文書化して、当該仕組みを運用することが望まれる。</p>		<p>ングにおいて、優先順位を活かした予算編成に繋げるにより、各事業の全体調整を行うことといたします。また、行政改革課は現在策定を進めている「八尾市行財政改革行動計画」の進捗管理等の観点から、必要に応じヒアリングを行うことといたします。</p>
3	政策推進課	事務事業評価に対するチェック機能の充実について	<p>行政評価をより推進し、効率的・創造的なマネジメントを実施するためには、事後評価についても効果的なチェックが必要である。事務事業要約票の入力漏れ等の形式面はもとより、評価に有意義な指標に基づき、適切な実施計画を立案の上、実績評価が行われているか等の実質面にまで踏み込んだ所属内のチェックレベルを上げる取組みが望まれる。</p>		<p>平成27年度事後評価において、「次の改善につながる行政評価」の観点から、「実効性が高まる行政評価」となる様に各項目の入力に際しては十分留意する運用とし、各所属において決算参考資料としての決裁におけるチェックを徹底いたしました。</p> <p>また、事後評価内容を踏まえ、部局マネジメント戦略設定を行うこととし、それぞれの部局及び所属における事後評価のチェックレベルの向上の取組みを進めてまいります。</p>
4	政策推進課	活動指標の計画値の見直しについて	<p>各年度の事務事業評価については単年度の計画値と実績値の比較によって「有効性」の観点から評価されているが、某年度に数年後の長期的な計画値を超えてしまった場合にもその後の計画値が見直されておらず、その年度以降の計画値が評価指標基準として意味を持たなくなっている事業が認められた。</p> <p>各年度の事務事業評価を有意義なものにするためにも、適時に計画値を見直すとともに、各事業の優先順位付けや人的資源の配分の検討に役立てるべきである。</p>		<p>平成28年7月に実施する「実施計画策定等に関する説明会」の資料であるマニュアルに、指標の達成状況から、適宜計画値の見直し等を進め、施策内優先順位や人的資源配分の提案に役立てることを示すとともに、これらを実施計画や予算の査定に活用することといたします。</p>
5	政策推進課	事務事業評価の「効率性」の観点における評価方法について	<p>事務事業評価の評価内容コメントにて直接人件費や間接人件費に関する記載がなく、人件費を含めたフルコストに関して実際に評価されていない。</p> <p>現在は、フルコストの概念については参考取組みであるため、当該概念を「効率性」の評価の仕組みに取り入れていないとのことであるが、より効果的な効率性評価を実施するためにも、事業実施にはどれだけのコストがかかっているのかを各所属にさらに意識させ、フルコストの概念を包含した評価を行うべきである。</p>		<p>評価観点のうち、効率性評価を行う上で、直接事業費だけでなく、間接事業費・直接人件費・間接人件費を意識したフルコストの概念を包含した評価の仕組みの構築について、検討してまいります。</p>
6	政策推進課	フルコスト(直接人件費及び間接人	<p>現在の行政評価システムにおいて、直接人件費及び間接人件費は各事務事業の従事職員数データに会計毎の平均人件費単価が乗され算出されている。</p>		<p>システムの機能上、現時点では平均人件費単価を役職ごとに設定することは出来ません</p>

		件費)の計算ロジックについて	ここで従事割合については職員毎に見積もっているのに対して、平均人件費単価については会計毎に単一単価として計算されている。今後は、各事業の評価判断に資するより精緻なフルコストの算出が必要になってくると考えられるため、平均人件費単価については少なくとも役職毎に設定する必要がある。		が、人事担当部門と連携し、各事業の評価に資する観点で最適なフルコストを算出する仕組みの構築について、検討してまいります。
7	政策推進課	事務事業の従事職員数の入力について	行政評価システムにおいて、各事務事業における従事職員数の入力については毎年7月に1度のみ実施されている。そのため、直接人件費と間接人件費の実績値は、計画時における従事職員数をもとに計算されている状況にある。実際の事務事業が進んでいく過程において、当初の従事割合と異なる割合で事業が行われるケースもあることから、実態に合った直接人件費及び間接人件費を計算するため、事後評価時に実績ベースでの従事職員数を入力することを検討すべきである。		平成 27 年度の事後評価実施時に、従事職員数の入力を導入することを検討いたしましたが、現在のシステムの機能では、実績ベースでの従事職員数の入力が各事業の評価に資するフルコスト計算に直結しがたいと判断し、上記6における対応と合わせて検討してまいります。
8	政策推進課	事務事業要約票(事前評価)の担当者所見の記載について	事務事業要約票(事前評価)に、今後の事業の方向性について、各所属は継続や拡大等の提案を行い、それに対する所見を記載する欄が設けられている。但し、担当者所見は、行政評価システムのマニュアルでは、任意記載項目となっている。しかし、次年度の提案内容を補足する必要がある場合は記載が求められているので、過年度事務事業の評価が低いにもかかわらず、事業を継続する場合は、その理由について明確に記載すべきである。		平成 28 年7月に実施する「実施計画策定等に関する説明会」の資料であるマニュアルにおいて、担当者所見を全事務事業で記載するとともに、評価の低いものについては、理由を明記することといたします。
9	財政課	歳出予算見積書(当初予算)、歳出予算査定書(当初予算)及び歳出予算示達書(当初予算)における全体事業概要等の記載について	歳出予算見積書(当初予算)、歳出予算査定書(当初予算)及び歳出予算示達書(当初予算)において事業の概況情報として全体事業概要、事業目的、事業内容、問題点・課題等、及び事業効果を記載する欄が設けられているが、監査対象とした事務事業について、記載されているものや記載されていないものが認められた。 概況等を記載することにより予算査定時に一覧で事業内容等が把握できることと、記載することのコスト等を比較検討され、統一した取扱いにすべきである。		概況等の記載事項については、人件費や税、地方債、公債費、予備費等の事業効果を検証する必要がない事業を除き、平成 29 年度当初予算要求時から原則として記載することといたします。このため、平成 29 年度当初予算編成方針説明会時に各所属に対して記載について依頼することといたします。
10	政策推進課	事務事業評価の公表について	事務事業の事後評価は市のホームページにて公表されているが、市民が意見を述べる機会はこの公表事項と同様の様式によるものとなっている。 市民の意見を述べる機会を別途、基本条例で定めているという趣旨からは、発言できる機会があることをより積極的に市民に周知すべきである。 また、現在、公表している「事後評価報告書(事務事業評価)」において、活動指標の「意味・算式欄」、「評価の内容」の記載が空白になっているケースや記載内容が不十分と思われるケースがある。市民が事		事務事業評価の報告書作成における方針として、各評価内容を見た市民が効果的に評価できるように、記載内容の充実を図ります。また、ホームページでの掲載に際しては、今までと同様、市のホームページにおける統一的な入力フォームを用いることにはなりますが、市民が意見を述べる機会があることをホームページ上で周知するようにいたします。

			務事業をさらに効果的に評価するために、同報告書の記載内容を充実させるべきである。		
--	--	--	--	--	--

## 2. 市単費事業

### (5) 市民活動支援事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
11	市民ふれあい課	事務事業の評価指標の見直しについて	事務事業の評価指標として事業開始当初より「登録団体数」を利用しているが、市民活動団体の登録が進んだことで、当初のように「登録団体数」が増加しない現状において、「登録団体数」の増加が当該事務事業の活動状況や効果を適切に表しているとはいえない。事務事業の必要性を適切に評価するため、事務事業の評価指標についてセンターへの相談件数や市と市民団体等との協働事業数といった当該事務事業の活動状況や効果を表す指標への見直しを検討すべきである。		今後、第7期実施計画策定時を目標に、事業の活動状況や効果を表す指標の設定に向けた検討を進めてまいります。

### (6) 高齢者ふれあい入浴事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
12	高齢介護課	効果のモニタリングの実施について(ふれあい入浴事業及びふれあいの湯交流事業)	高齢者のふれあいに関する事業は当該事業の他にも様々な事業があるが、高齢者に対して入浴時にふれあいの場を提供することが、どのような効果をもたらすかは不明瞭である。現在、市はいずれの事業においても浴場組合から実績報告書入手しているものの、事業の効果については浴場組合からのヒアリングのみ行っているということであり、その内容を特に取りまとめたものもない。本当に効果があるかどうかについては、浴場組合に利用者のアンケートを取らせる等をすべきである。また、その効果をモニタリングし、今後の事業の方向性に活かすべきである。		現在、市と八尾浴場組合の間で、モニタリング方法について協議を行っており、アンケートの実施等を検討しております。 今後、効果を検証したうえで、事業の方向性について検討してまいります。

### (7) 老人健康マッサージ事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
13	高齢介護課	利用者へのアンケートの活用について	担当所属の当該業務に対する住民ニーズの把握については、八尾視覚障がい者福祉協会へのヒアリングにとどまり、協会も利用者の声についてアンケートはとっていないため、市民ニーズの把握ができていないとしたい。市は協会に利用者のアンケートを取ってもらい、それをモニタリングする等して住民ニーズを把握し、業務の継続性判断に資する情報を入手すべきである。		現在、市と八尾視覚障がい者福祉協会の間で、アンケート等の実施による市民ニーズの把握方法について協議を行っております。 今年度中に、アンケート等を実施し、次年度以降の当該事業の方向性について協議する資料として活用してまいります。
14	高齢介護課	受診制限の設定と事業の周知について	現在は予約状況が満員となることはなく、施術を受けたくても受けられない高齢者はいないとのことであるが、少数の高齢者で多くの枠が埋まっており、特定個人へのサービスとならないためにも、受診制限について検討すべきである。また、高齢者がよく利用す		現在、市と八尾視覚障がい者福祉協会の間で、利用者の受診機会の平準化を図るべく、一人あたりの受診回数の上限を設定する等、基準の見直しについて検討を行っております。 また、市民が平等に制度を知り得るよう、当該



			る施設等に当該事業のポスターを貼る等して、できるだけ多くの高齢者に周知することにより、当該制度を知らない高齢者をできるだけ減らす努力をし、機会の平等性を担保すべきである。		事業のチラシを配布する等の取り組みを検討してまいります。
--	--	--	---	--	------------------------------

(9) 特定呼吸器疾病予防回復事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
15	健康推進課	活動指標の再設定の必要性について	支給者延人数を活動指標としており、その数が多いほど活動指標が良くなるという設定になっている。直近3年の評価はDが継続しているが、市にとっても社会にとっても罹患患者が減少することが望ましいといえる。そのため、例えば、支給者延人数の減少数を活動指標として設定し、毎年度、支給者の減少数が多いほど活動指標が良くなるといったように、新たな活動指標を設定すべきである。		当該事業は現在、事業のあり方そのものについて見直しを進めており、活動指標の設定についても、その状況を踏まえ、検討を行ってまいります。
16	健康推進課	事業廃止に向けての検討について	当該事業は、八尾市内在住で本市に住民登録をしている満 15 歳未満で気管支ぜん息等の罹患患者に対して、奨励金支給要件(月に1回以上の入院または3日以上の上院)に該当する月に対して奨励金(月額 2,000 円)を支給する事業であるが、一方、市には、医療機関等で診療や薬剤支給等を受けたときに負担する保険診療(3割または2割負担)の自己負担金から一部自己負担金(1つの医療機関につき1日 500 円を限度として、月2回まで)を控除した額が助成される『子ども医療費助成制度』があり、その対象者は当該事業の対象者と同一である。 そのため、当該特定呼吸器疾病予防回復事業制度を利用できる患者が、1つの医療機関のみの受診となった場合、医療費の上限は月額 1,000 円となる一方、2,000 円の奨励金が支給されるため、負担額以上に受領できることとなる。 こども医療費助成制度により、患者並びに保護者の経済的負担が軽減される状況に鑑みれば、厳しい財政状況の中、より効率的、効果的な事務事業の執行を踏まえ、将来的には事業廃止に向けて検討することが望まれる。		当該事業については、利用者数の減少や、『子ども医療費助成制度』など当該事業以外の助成制度の拡充等、当該事業に係る状況変化等を踏まえ、当該事業のあり方について、現在検討を行っております。

(11) 「ものづくりのまち・八尾」ブランド化推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
17	産業政策課	事務事業の評価指標の追加設定について	活動指標として「八尾ものづくりネット年間アクセス数」が採用されている。これはものづくり企業の魅力を発信するコンテンツ(ホームページ)の充実を測る活動についての指標である。一方、当該事業では展示会への出展等により、「ものづくりのまち・八尾」のブランド化を推進しているが、展示会活動に対する指標は設定されていない。 展示会への参加企業のアンケート調査結果を生か		平成 27 年度、平成 28 年度に実施した機械要素技術展の参加企業(出展者)アンケートなどに基づき、現在、八尾商工会議所と今後のあり方について意見交換会を進めており、第7期実施計画の策定における事業評価として適当な成果指標(アウトカム指標)について検討しております。

			し、引き合い件数や参加企業の満足度割合等の成果指標(アウトカム指標)を設定し、事業評価を行うことを検討すべきである。		
--	--	--	--	--	--

(12) 路上喫煙対策事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
18	環境保全課	路上喫煙啓発指導員の活動時間について	当該事業の一つに路上喫煙啓発指導員による指導業務があり、この指導状況については指導員より日報報告されている。しかし、当該指導員の活動時間は平日の午前7時15分～11時及び午前11時45分～午後1時45分に限定されており、指導、啓発活動の有効性及び効率性の観点から、夕方や夜の時間帯にも指導を実施することを検討すべきである。		平成28年3月の毎週火曜日午後2時15分～6時の時間帯において、路上喫煙啓発指導員が時間外勤務での啓発・指導業務を実施しました。今後もスポット的に実施しながら、夕方や夜の時間帯の指導体制について、検討してまいります。

(13) 有価物集団回収推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
19	資源循環課	事務事業の評価指標の追加設定について	活動指標として「年間回収量」を設定しているが、例えば、最近のデータモバイルの普及により紙媒体での新聞等発行部数全体が減少している状況等、市の活動以外の外部環境要因によって当該指標は左右される。 したがって、外部環境要因による指標増減について当該影響分を調整し、調整後指標をもって評価すべきである。 さらに、成果指標(アウトカム指標)として「可燃ごみ中に含まれる古紙類等の排出量」や「奨励金制度の周知度」等を追加指標とし、当該事業を評価することを検討すべきである。		活動指標として設定している「年間回収量」については、第7期実施計画策定における、外部環境要因を考慮した指標の設定に向け、組成分析の調査結果等を注視しながら、検討を進めております。 また、成果指標(アウトカム指標)については、同計画における、当該事業を適切に評価するための追加指標についての検討を進めております。

(14) 環境衛生防疫業務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
20	環境事業課	事務事業の評価指標の追加設定について	活動指標として「臨時薬剤散布件数」を設定しているが、主たる事業活動である定期薬剤散布に係る活動指標が設定されていない。また、事業の成果を示す成果指標(アウトカム指標)も設定されていない状況にある。 事務事業評価をより効果的なものにするため、主たる事業活動たる定期薬剤散布に係る活動指標を追加設定するとともに、成果指標(アウトカム指標)として、市民からの苦情・相談件数といった指標の追加設定を検討し、事務事業評価に活用すべきである。		第7期(平成29年度)実施計画において、評価指標の見直しを図り、定期薬剤散布に係る活動指標及び成果指標(アウトカム指標)の追加設定について検討を進めてまいります。
21	環境事業課	業務実態に合致した従事職員数の入力徹底について	当該事業の主たる活動は定期薬剤散布である。平成26年度の当該散布計画によると年間2人の従事割合となっているが、フルコストの直接人件費の計算根拠となる従事職員数の入力数値割合は1人となっており、実際の業務計画と直接人件費の計算根拠が整合していなかった。		今後、各年度において、フルコストの直接人件費の重要性を踏まえた従事職員数について、実際の業務実態に整合した数値の入力を徹底してまいります。

			フルコストの重要性を認識し適切なフルコストを算出するために実際の業務実態と整合した数値の入力の徹底が必要である。		
--	--	--	--	--	--

(15) し尿収集体制の整備

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
22	環境施設課	事務事業の評価指標の追加設定について	活動指標として「し尿汲み取り世帯数」を採用している。これは下水道事業及び水洗化事業とともに、し尿汲み取り世帯数の減少をもって市民が清潔で快適な生活環境が享受できるとした指標である。しかし、当該事業単独の目標は安定したし尿収集体制の整備であり、この目的からするとこの指標のみでは直接的関係性が薄いと考えられる。したがって、当該事業活動を単独で評価できる例えば、し尿汲み取り割合や委託料削減率等の活動指標を設定し、この指標によって事務事業評価をすべきである。		事務事業の評価指標については、安定したし尿収集体制の整備について適切に評価できるよう、第7期実施計画の策定時に、し尿汲み取り割合を評価指標に追加設定する予定です。
23	環境施設課	し尿汲取及び手数料徴収業務委託料の決定方法について	し尿汲取及び手数料徴収業務については八尾市清協公社へ委託しているが、委託料については、公社の費用予算を分析した上で、実費精算方式に基づく額を委託料として算出している。この方法によると公社の退職金等の臨時的要因による費用の発生によって委託料が増減するため、サービス享受対価の決定方法にはなじまない。 したがって、委託サービス内容を根拠とした、例えばし尿汲み取り1世帯当たり委託料を根拠とした積算方法によって委託費を算出すべきと考えられる。		し尿汲取及び手数料徴収業務委託料の決定方法については、現在検討しております。 なお、し尿汲取業務については平成 27 年4月より順次、市への移管を実施しており、今後さらに直営業務の範囲を広げてまいります。

(16) 放置自転車対策事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
24	交通対策課	活動指標の計画値の見直しについて	活動指標として設定している「自転車等放置禁止区域内の放置自転車等の台数」は計画値より実績値が少ないことが計画を達成することになる。 当該指標について、平成 26 年度の計画値を 950 台としている一方、平成 24 年度及び 25 年度の実績値は 700 台以下となっており、計画値が達成しやすい方向に設定されている。平成 26 年度の計画値 950 台は、過年度実績に照らして合理的とはいえない。計画値を早期に達成した場合、年度毎の評価の有効性に資するため、計画値を適時に見直すべきである。		平成 29 年度に移動保管料の改定を予定しており、放置自転車等の台数への影響を想定しております。移動保管料の改定額等が確定した時点で、平成 29 年度以降の放置自転車等の台数の見込み数を算出し、それに伴う計画値の見直しを進めてまいります。

(17)交通安全施設等設置事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
25	土木管理事務所	道路の安全利用割合の成果指標(アウトカム指標)としての活用について	事務事業の実施の効果を検証するためには市民意識調査の調査項目である「道路が安全に利用できるよう整備が進んでいる」と考える者の割合を、成果指標(アウトカム指標)として設定することが有用である。例えば当該市民意識調査では、回答者の居住している小学校区も調査項目となっているため、その実施結果データを参考にする等、当該事業を実施した地域の道路が安全に利用できるよう整備が進んでいると考えている者の割合を把握し、経年比較することにより成果指標(アウトカム指標)として活用することを検討されたい。		市民意識調査の調査項目である「道路が安全に利用できるよう整備が進んでいる」と考える者の割合の成果指標(アウトカム指標)の内容が、歩道・道路の整備や拡張に関する意見であることから、当該指標の活用については引き続き検討していくとともに、その他のより適切な指標の活用についてもあわせて検討してまいります。
26	土木管理事務所	事務事業要約票(事前評価)の「担当者意見欄」の記載について	事務事業要約票(事前評価)において、「事務事業担当者の提案欄」の担当所属の提案が「拡大」であるにも関わらず、その提案についての担当所属としての所見が記載されていない。担当所属の提案についての妥当性を説明するため、所見を記載するべきである。		事務事業要約票(事前評価)の提案について、当該提案の妥当性を説明するため、平成 29 年度の事前評価の際、担当所属としての所見を記載するようにいたします。

(18)公園・緑地整備事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
27	みどり課	総合計画における目標値に基づく活動指標の設定について	活動指標として「公園整備面積」、「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」を利用しているが、平成 26 年度において「公園整備面積」については計画値を大幅に達成しているにも関わらず、総合計画における目標値を各年度に按分することで設定している「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」については計画値を達成していないという指標間における評価の不整合が生じている。適切に事務事業の実施状況进行评估し、中長期にわたり計画的な公園整備を進めるため、「公園整備面積」についても総合計画における目標値を各年度に按分し計画値を設定することを検討すべきである。 また、市民1人当たり公園面積、市の面積に占める公園面積の割合については特例市間比較指標であるが、市では他の特例市における平成 26 年度と同指標を入手していない。他の特例市における同指標を入手のうえ、比較・分析することで総合計画における目標値を設定することを検討すべきである。		適切に事務事業の実施状況を評価し、中長期にわたり計画的な公園整備を進めるため、第7期実施計画の策定における「公園整備面積」の目標値については、総合計画における目標値を各年度に按分し計画値を設定するよう検討を進めております。 また、次期総合計画における目標値の設定については、「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」の指標のあり方も含めた検討を進めてまいります。

(19)水洗化促進事業【一般会計分】

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
28	下水道管理課	水洗化を促進するための制度の見	市は、水洗化を促進するための制度の一つとして、水洗便所の改造工事費を一時に負担することが		水洗化を促進するための制度の一つである「水洗便所の改造資金に対する融資あっせん

		直しについて	<p>経済的に困難な者の水洗化を促進するため、供用開始後3年以内に限り、1件 40 万円を上限に金融機関からの融資を斡旋し、利子補給を行っている。当該制度により融資を受けた場合の返済期間は 36 ヶ月とされている。</p> <p>しかしながら、当該制度による過去3年間の融資斡旋件数は平成 24 年度 12 件、平成 25 年度 12 件、平成 26 年度 7 件に留まっている。これは、返済期間が 36 ヶ月とされているため、制度を利用した場合の毎月の返済額が経済的に負担となっていることが一つの要因として考えられるため、金融機関とも協議のうえ、返済期間の伸長により毎月の返済額を軽減すること等、当該制度の見直しを検討されたい。</p>		(利子補給)制度について、経済的に困難な者に対する水洗化を促進するため、返済期間を伸長する方向で、伸長期間や諸手続きについて、現在、金融機関と協議中です。
--	--	--------	---	--	---

(20) 予防広報推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
29	予防課	活動指標「住宅用火災警報器の設置率」の計画値の見直しについて	活動指標として設定した「住宅用火災警報器の設置率」については、平成 24・25 年度において 80%を超える実績がある一方で、平成 26 年度の計画値を 70%と低く設定している。この計画値は、消防法の改正により、住宅に対する火災警報器の設置が義務付けられ、設置率が急増する以前に設定された計画値に基づいている。このように明らかに計画との乖離が出てきたものについては、年度毎の評価の有効性に資するため、適時に見直しすべきである。		他市の設置状況も踏まえ、第7期実施計画における適切な計画値の見直しに向け、検討作業を行っております。
30	予防課	活動指標「火災予防啓発活動実施数」について	活動指標として設定されている火災予防啓発活動実施数にはラジオ放送や音楽隊派遣、防火啓発の展示会等、性質の異なる様々な啓発活動が混在している。当年度と過年度の活動実施数の内訳が異なる場合、適切な比較を行うことができない。そのため、より代表的な活動指標を検討すべきと考えられる。		様々な啓発活動の数値が混在しているため、第7期実施計画における比較可能な代表的な活動指標の設定に向け、検討作業を行っております。

(21) 自主防災組織活動支援事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
31	消防署	事務事業の評価指標の追加設定について	平成 26 年度の活動指標として設定している「自主防災組織の訓練実施率」、「訓練参加人員」、「訓練実施回数」については、指標として有効に機能していると考えられるが、さらなる事務事業評価指標の充実により、事業の実施状況の把握を的確に行うため、訓練実施以外での評価指標の設定を行うべきである。例えば、事業の目的として地域防災リーダーの育成を掲げていることから、地域防災リーダー育成者数が評価指標として考えられる。		第7期実施計画策定時の地域防災リーダー育成者数指標の追加設定については、他市消防本部の同指標に係る調査結果等を踏まえ、本市における適切な指標の追加設定に向け、現在調整を行っております。
32	消防署	フルコストの直接人件費の内容について	当該事業のフルコストの直接人件費について、実際の業務実態と計算根拠が整合せず、直接人件費が実際より過大に計算されている。フルコストの重要性を認識し適切なフルコストを算出するために、他の		当該事業のフルコストの直接人件費については、これまで事務事業としての位置づけをしていなかった警防業務(災害対応業務)にかかる人

			業務との従事割合も考慮し、業務実態と整合した数値の入力の徹底が必要である。		件費の一部を充当していたため、実際より過大に計算されておりましたが、今般、警備・救助業務の内容に警防業務(災害対応業務)を加え、他の業務との従事割合を考慮したうえで再計算することで、業務実態と整合した数値を算出するよう見直しを進めております。
--	--	--	---------------------------------------	--	---

(22) 学校園安全対策推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
33	教育政策課	業務実態に合致した評価指標の設定について	<p>学校園安全対策事業では、「機械警備及び巡回」の実施学校園数を活動指標としているが、「機械警備及び巡回」にかかる予算は、学校施設管理運営業務で支出しているものであり、当該事業で支出されているものではない。</p> <p>平成 26 年度においては実施率 100%となっているが、これは学校施設管理運営業務の実施努力で達成された数値であり、当該事業の実施努力とは無関係である。そのため「機械警備及び巡回」は学校施設管理運営業務の評価指標とするのが望ましく、当該事業の評価指標とはなりえない。別途、新たな評価指標を設定することを検討すべきである。</p> <p>また、当該事業の目的に「機械警備及び巡回」の実施が記載されているが、実際には他事業で実施しているものを当該事業で実施しているような記載をすべきではない。</p>		第7期実施計画の策定において、より適切な評価指標の設定について、検討を行うとともに、事業目的の記載内容の見直しを行うことといたします。
34	教育政策課	防犯カメラ設置率の計画値設定の合理性について	<p>学校園安全対策推進事業では、「全学校園への防犯カメラの設置率」を活動指標としており、平成 26 年度において 100%を達成している。この設置率の算定においては、各学校園に一律4台の防犯カメラを設置するものとしているが、学校の規模や構造的な特性により必要な防犯カメラの台数は異なると考えられる。</p> <p>設置率 100%と達成した平成 26 年度以降においては、各学校園における必要台数を精査し、適切な計画値を設定すべきである。</p>		各学校園の安全確保について必要な台数として4台を設置しておりますが、機械更新にあわせて、設置位置や台数について学校等とも協議を行い、適切な配置の実現に努め、計画値の見直しについて検討してまいります。
35	教育政策課	安全対策推進員の配置業務の評価指標及び業務の実施方法について	<p>学校園安全対策推進事業では、シルバー人材センター等に委託し、各学校園に安全対策推進員の配置を行っているが、現在の活動指標に安全対策推進員の評価に関する指標が設定されていない。</p> <p>平成 26 年度の当該事業の決算額について、事業費に占める委託料の割合は8割を超えており、予算や決算における金額的重要性に応じて安全対策推進員の活動時間等も活動指標として設定することが必要である。</p> <p>また、安全対策推進員の配置は、一律シルバー人材センター等への委託で行われているが、他自治体</p>		本事業については、第7期実施計画の策定において、安全対策推進員の業務内容を踏まえ、事務事業の構成等について見直す予定をしており、その中で、確実に安定的な業務執行を前提とした地域との連携や、活動指標等について検討を行ってまいります。

			<p>では、有償ボランティアや専門の警備会社への委託という形で実施されている事例もある。参画と協働のまちづくり推進度という観点からは、PTAや地域ボランティアが活動に参画する度合いを高めていくとともに、有償ボランティアや専門の警備会社への委託におけるメリット・デメリットを整理し、実施方法について、より3E(経済性、効率性、有効性)を考慮した検討を行うべきである。</p>		
--	--	--	--	--	--

(23) 図書館サービスの充実事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
36	八尾図書館	業務実態に合致した評価指標の設定について	<p>図書館サービスの充実事業では、「市民1人当たりの図書館総蔵書数」を活動指標としているが、図書館の蔵書購入にかかる支出は、図書館維持管理事業で予算化されており、当該事業で支出されているものではない。</p> <p>「市民1人当たりの図書館総蔵書数」は図書館維持管理事業の評価指標とするのが望ましく、当該事業の評価指標とはなりえない。</p> <p>図書館サービスの充実事業では開館時間・日数の延長や図書館ボランティアの育成、行政資料のデジタル化を推進していることから、別途、それらの実施事業に関連した評価指標を設定することが必要である。</p>		<p>平成 27 年度から、図書館サービスの充実事業を図書館維持管理事業と統合いたしました。「市民1人当たりの図書館総蔵書数」は統合後の図書館管理運営業務に関連した評価指標となっております。</p> <p>今後、第7期実施計画の策定に向けて、他の評価指標についても、統合後の図書館管理運営業務に関連したものを設定するよう精査してまいります。</p>
37	八尾図書館	公設図書館の運営方法の検討について	<p>より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくには、他自治体の公設図書館の取組みを参考とするとともに、民間事業者のノウハウも積極的に取り入れていくことも重要である。</p> <p>市は平成 27 年度に開設した龍華図書館において指定管理者制度を導入した。市直営施設においては、指定管理者のノウハウを研究し、より良い取組みは吸収していくとともに、現在の龍華図書館の運営状況や利用者の評価を踏まえて検証した上で、効果が高いとなれば、他の3図書館においても指定管理者による運営について引き続き検討されたい。</p>		<p>図書館の運営方法については、これまでも民間事業者のノウハウを取り入れておりますが、他の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、さらなる検証が必要であるため、意見を踏まえ引き続き検討を進めてまいります。</p>

(24) 文化財施設管理運営事務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
38	文化財課	事務事業の評価指標の追加設定について	<p>当該事業では、「文化財施設の利用者数」を活動指標としているが、管理する文化財施設には、歴史民俗資料館、埋蔵文化財調査センター、しおんじやま古墳学習館、安中新田会所跡旧植田家住宅の4施設あり、4施設合計の利用者数が評価指標となっている。</p> <p>評価指標を4施設合計の数値とした場合、各文化財施設の利用者数の増減が相殺されてしまい、利用者数に課題のある施設がある場合にその状況が見</p>		<p>評価指標については、多面的な評価を行うため、第7期実施計画策定の中で、各施設の利用者数や市民ボランティアの登録者数等を設定するなどの検討を進めてまいります。</p>

			<p>えなくなるというおそれがある。</p> <p>また、文化財施設の役割は利用者数で一義的に評価できるものではなく、利用者の満足度や地域住民の参画、協働の状況も評価指標として考慮すべきものである。</p> <p>評価指標として4施設合計の利用者数を開示するのみではなく、各施設の利用者数や指定管理者や市が利用者を実施しているアンケート調査の内容、市民ボランティアや住民組織等のイベント数等を設定し、多面的な評価を行うことを検討すべきである。</p>		
--	--	--	---	--	--

(25) 学力向上推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
39	指導課	多様な評価指標の設定について	<p>活動指標を「全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国比」とし、他の評価指標を設定していないが、実施事業との関連性が明確ではなく、当該数値のみで事業の有効性を判断するのは難しいと考える。</p> <p>全国学力・学習状況調査では学力テストの他、学習状況の調査も実施しており、学力向上に関連する読書時間や宿題、予習・復習、授業の理解度等もデータとして集計されている。</p> <p>学力向上には児童生徒の理解はもちろん、教師の指導力向上も必要であり、読書や宿題、予習・復習等教育環境の整備も考慮すべきである。当該事業では、学力テストや学習状況調査のデータを活用する等多様な評価指標を設定し、実施事業の関連性において客観的な分析を実施することにより、必要な事業展開を図ることを検討すべきである。</p>		<p>平成 27 年度までは、「全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国比」を活動指標としており、この指標をもって全国平均値との比較を続けることで、数年間の推移を計ってまいりました。今後、第7期実施計画策定に向けて、学力テスト以外どのような指標が評価指標として適するののかについて、検討を進めてまいります。</p>

(27) 英語教育推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
40	指導課	英語教育に関心をもつ機会の提供について	<p>英語教育推進事業は平成 26 年度の事務事業評価における「参画と協働のまちづくり推進度」に関して、Aと評価されている。その内容及び根拠として「学校通信や学年通信等によりNETの取組みは広く市民に公開されている」としているが、学校通信や学年通信は児童生徒やその保護者しか接しないものであり、幅広い市民が参画し、協働したかという視点としては根拠が不十分である。</p> <p>英語教育の重要性を市民にアピールするため、現状実施している小学生中学生英語暗誦大会等を通じて、英語教育に関する啓蒙活動を実施する取組みも参画と協働のまちづくりの視点から検討されたい。</p>		<p>英語教育の重要性を幅広く市民へアピールするため、今年度については、「教育フォーラム」において、NETを活用した「小学校における外国語活動を体験しよう!」というプログラムを実施いたします。また、「小学生中学生英語暗誦大会」の開催等を通じた英語教育に関する啓蒙活動については、今後検討を進めてまいります。</p>
41	指導課	成果指標(アウトカム指標)の設定について	<p>英語教育推進事業は評価指標として「NETの小学校英語活動の年間従事時間」を設定しているが、この指標により「英語における基礎学力の向上」や「国</p>		<p>今後、第7期実施計画策定に向けて、NET の年間従事時間数以外に、どのような指標が評価指標として適するののかについて、検討を進めて</p>



			<p>際的な感覚を身につける」といった目的が達成されたか判断するのは困難である。このように、現行の指標はいわゆる活動指標にすぎないため、事務事業評価を有効に実施するためには新たに成果指標(アウトカム指標)を設定することが望まれる。</p> <p>平成27年度に学力向上推進事業の予算で英語能力判定テストが実施されることになっており、「英語における基礎学力の向上」を達成したか判断するためには、当該テストの結果、例えば、テストの正答率や前年度との比較値等が成果指標(アウトカム指標)となり得るため、他事業で実施するテストではあるが、成果指標(アウトカム指標)としての活用を検討されたい。</p>		まいます。
--	--	--	--	--	-------

(28) 子どもが輝く学校園づくり総合支援事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
42	指導課	事業目的の明確化及び目的に合致した使途の確認について	<p>子どもが輝く学校園づくり総合支援事業の目的は学力向上から教職員の資質向上まで多種多様に及んでいる。特色ある学校園づくりには学校長の裁量により一定程度の予算を確保することも必要ではあるが、学校園管理運営事業等他事業の補完となっているのであれば、特色ある学校園づくりには関連性は低く、当該他事業において支出すべきであるため、事業目的を明確化し、計画書や実施報告書の内容を精査することが必要である。</p> <p>監査人がサンプル抽出したA中学校では、「学校園安全対策推進事業」と重複するものや、学校園管理運営事業において支出すべきものと考えられるものがあつた。</p> <p>特に、サンプルの支出においては、宛名や明細がなく内容が不明なものがあることから、担当所属においては事業目的に合致した使途の確認や添付書類に関する指導を適切に実施することが求められる。</p>		<p>事業を実施する学校園に対しては、事業目的に合致した使途の確認や添付書類の内容に齟齬がないよう、校長会において市内の全小中学校に周知し、指導を徹底いたしました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p> <p>なお、今後、第7期実施計画策定に向けて、事業目的を明確化し、その目的に合致した使途となるよう検討を進めてまいります。</p>
43	指導課	他自治体における実施状況の調査と比較検討について	<p>子どもが輝く学校園づくり総合支援事業については、他自治体における同種事業の実施状況は「不明」としているが、学校園の規模に応じて支給している金額の妥当性を検討するには他自治体での実施状況を調査することが必要である。すなわち従来の事業内容や予算額を踏襲するのではなく、他自治体での実施状況や支給金額を調査した上で、事業内容を見直し、支給対象や支給金額を設定すべきである。</p> <p>しかし、魅力ある学校園づくりには各学校園一律に実施される事業よりも、学校長の裁量で実施可能な予算枠の設定も必要であると認められることから、市民に明瞭な形で「子どもが輝く学校園づくり」を定義した上で、事業内容を再構築し、妥当な支給金額を設</p>		<p>これまで他自治体における同種事業の実施状況は捕捉できておりませんでした。今後、近傍で類似の取り組みを実施している他自治体での実施状況や支給金額の調査を実施し、調査結果を通じて、本市の事業内容・支給対象・支給金額の妥当性について検証してまいります。</p>

			定することが求められる。		
44	指導課	活動指標の設定における合理性について	<p>子どもが輝く学校園づくり総合支援事業では、「総合的な学習の時間数の達成」を活動指標の一つとしており、平成26年度は計画値、実績値ともに100%となり、目標を達成している。しかし、総合的な学習の時間は学校教育法施行規則第50条や学習指導要領等で定められたものであり、100%を達成する必要がある。したがって、「総合的な学習の時間数の達成」を評価指標とした場合、実際の業務実施努力と関係なく目標が達成されるため、評価指標として相応しくないと考える。</p> <p>活動指標としても、成果指標（アウトカム指標）としても業務実施努力が数値に反映する指標とすることが望ましく、「地域や学校、児童の実態に応じて、教科の枠を超えた横断的・総合的な学習、探求的な学習、児童の興味・関心等に基づく学習等創意工夫を生かした教育活動を行うこと」といった総合学習の目的に沿った新たな評価指標を設定することを検討すべきである。</p>		<p>当該事務事業の代表指標について、平成26年度までは、「総合的な学習の時間数の達成」を設定しておりましたが、平成27年度からは、従来から評価指標の一つであった「めざす子どもの姿の達成率の平均」という成果指標（アウトカム指標）を設定いたしました。</p> <p>活動指標の設定においては、今後、第7期実施計画策定に向けて、「総合的な学習の時間数の達成」以外に、どのような指標が適するののかについて、検討を進めてまいります。</p>

(29) 学校ICT活用事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
45	教育サポートセンター	事業目的や評価方法に合致した事業内容の設定について	<p>学校ICT活用事業の目的は、教育の情報化に対応し、情報セキュリティの一層の強化に取り組むとともに、教職員が円滑にICTを利用できるように支援することとされている。業務内容としては、校務支援システム、セキュリティシステム、学校図書館システムの導入、保守管理等が挙げられる。</p> <p>このうち、学校図書館システムの導入、保守管理に関しては、幅広い意味では「教育の情報化」に対応するものであるかもしれないが、活動指標との関連性が不明確であり、評価が適切になされない恐れがある。</p> <p>したがって、学校ICT活用事業の内容に学校図書館システムの導入・保守管理に関する目的を明記し、活動指標としている「学校園からのインターネットアクセス回数」には学校図書館システムへのアクセスを含むことを明記する等、事業目的や評価方法に合致した事業内容の設定を行うことを検討すべきである。</p>		<p>今後、第7期実施計画策定に向けて、事業目的や評価方法に合致した事業内容の設定を行うよう、見直しの検討を進めてまいります。</p>
46	教育サポートセンター	活動指標の計画値の見直しについて	<p>学校ICT活用事業では、「学校園からのインターネットアクセス回数」を活動指標の一つとしているが、平成26年度の計画値に対して、実績値が大きく下回っており、計画と実績が乖離している。</p> <p>年々目標値に近づいているものの、過去の実績と</p>		<p>市立小中学校のコンピュータ教室のすべてのパソコンをタブレット端末に変更し、移動用の無線アクセスポイントを導入し他の教室での活用も可能となったことや、小学校については児童用タブレット端末を20台から40台に増設したことに</p>

			比較しても乖離した状況が続いており、計画値の設定に関しては、評価指標の基礎となるため、教育用パソコンの利用状況を把握、分析した上で、過年度の実績と比較し、合理的な数値を設定することが必要である。		より、平成 27 年度から「学校園からのインターネットアクセス回数」の実績値が大幅に増加しております。 今後は、教育用パソコンの利用状況を把握、分析した上で、過年度の実績と比較し、合理的な数値の設定に向けた検討を進めてまいります。
--	--	--	---	--	--

(30) 帰国・外国人児童生徒受入等支援事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H28.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H28.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
47	人権教育課	活動指標の計画値や実績値の見直しについて	<p>帰国・外国人児童生徒受入等支援事業では、「日本語指導等の派遣時間数」を活動指標の一つとしているが、実績値が計画値を大きく上回っている状況が続いている。</p> <p>市教育委員会は、日本語指導が必要な児童生徒数が年々増加していることに加えて、計画値を設定した当初は言語介助員を派遣する事業が別事業として実施されており、日本語指導補助員等を派遣した時間のみを基礎として見積もっていたが、言語介助員の活動時間も含めたため、実績よりも低い数値になっていた、と説明している。しかし、実績数値の測定方法は「日本語指導補助員・支援員を派遣した時間」とされており、言語介助員の活動時間を実績値に含めるべきではなく、新たに言語介助員の派遣が事業に追加されたのであれば、別途活動指標を追加するか、実績数値の測定方法に言語介助員の活動時間を追加すべきと考える。</p> <p>活動指標の達成状況は事務事業評価を行う際の重要な指標の一つになることから、計画数値の設定方法や実績数値の測定方法を明確に定義するとともに、事業内容に変化があった場合には随時、計画数値の設定方法や実績数値の測定方法を見直すべきである。</p>		<p>今後、第7期実施計画策定に向けて、言語介助員の活動時間を含めて計画値と実績値を設定し、実績数値の測定方法に言語介助員の活動時間を追加するよう検討を進めてまいります。</p>